軽度者に対する福祉用具貸与　フロー図

⓪　福祉用具貸与の対象外種目の利用希望があり、アセスメント等を通じて、利用者の状態像及び福祉用具貸与の必要性を慎重に精査し、適切なケアマネジメントを行う。

→ ●他の代替案、生活環境等の見直し等により解決
●使用頻度が少なく、介護保険外で対応　　等

↓ 必要性があると判断

①　「厚生労働省が定める者（利用者等告示第三十一号のイ）」に対応する基本調査の結果に該当する。

YES → 調査結果で判断　理由書提出不要

↓ ＮＯ

②　下記のいずれかに該当

〇貸与種目が、「車いす及び車いす付属品」で「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」に該当する。

〇貸与種目が、「移動用リスト」で「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」に該当する。

YES → 理由書提出必要　貸与開始後速やかに　※

※居宅介護（介護予防）支援事業者が判断しますが、適正な給付管理の観点から理由書の提出をお願いしています。

↓ ＮＯ

③　上記①②には該当しないが、以下の（１）（２）両方の要件を満たす。

（１）医師の医学的な所見に基づき、次のｉ）からⅲ）までのいずれかに該当すると判断される。

ｉ）疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に利用者等告示第三十一号のイで定める福祉用具が必要な状態に該当する者

ⅱ）疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに利用者等告示第三十一号のイで定める福祉用具が必要な状態になることが確実に見込まれる者

ⅲ）疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から利用者等告示第三十一号のイで定める福祉用具が必要な状態に該当すると判断できる者

（２）サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている。

ＮＯ → 例外給付は認められない　※自費で貸与は可能

↓ YES

上記③に該当することを毛呂山町が書面で確認できる場合→原則、貸与開始前に理由書の提出

事前に提出された理由書で、毛呂山町が貸与の要否を判断します。